

# 契約の約款条項の読み替えについて

2018年11月9日  
公益社団法人日本複製権センター  
事務局長 小野敏彦

当センター使用料規程を平成30年8月7日に一部変更し、同10月1日より実施されたことに伴い、既に締結している契約の条項について、下記のとおり読み替えるものとします。

## 記

### 読み替え対象の契約書

	契約書名	対象の契約書
対象1	著作物複写利用許諾契約書(第2節用)	2013年3月21日から2018年11月9日の間に締結した契約書
対象2	著作物複写利用許諾契約書(単年度契約用)	契約期間が2018年4月1日から2019年3月31日までの契約書
対象3	著作物複写利用許諾契約書(第2節実額用)	2013年4月1日から2018年11月9日の間に締結した契約書
対象4	著作物譲渡目的複写利用許諾契約書(第3節用)	2013年4月1日から2018年11月9日の間に締結した契約書
対象5	著作物ファクシミリ送信利用許諾契約書(第4節用)	2013年4月1日から2018年11月9日の間に締結した契約書

### 読み替える条項

第1条1項の「現行」の下線部を「改正後」の下線部のとおり読み替える。

	改正後	現行
対象1	甲は、乙に対し、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程(以下「使用料規程」という。)」の条件に従い、本契約期間中、使用料規程第2節第1項の範囲で、甲の管理著作物を複写利用することを許諾する。	甲は、乙に対し、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程(以下「使用料規程」という。)」第2節各号の条件に従い、本契約期間中、使用料規程第1節第2項(4)および(5)の範囲で、甲の管理著作物を複写利用することを許諾する。
対象2	甲は、乙に対し、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程(以下「使用料規程」という。)」の条件に従い、本契約期間中、使用料規程第2節第1項の範囲で、甲の管理著作物を複写利用することを許諾する。但し、著作権法第30条以下に定める権利制限規定に該当する複写利用を除く。	甲は、乙に対し、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程(以下「使用料規程」という。)」第2節各号の条件に従い、本契約期間中、使用料規程第1節第2項(4)および(5)の範囲で、甲の管理著作物を複写利用することを許諾する。但し、著作権法第30条以下に定める権利制限規定に該当する複写利用を除く。

対象 3	甲は、乙に対し、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程(以下「使用料規程」という。)」の <u>条件に従い、本契約期間中、使用料規程第 2 節第 1 項の範囲で、甲の管理著作物を複写利用することを許諾する。</u>	甲は、乙に対し、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程(以下「使用料規程」という。)」 <u>第 2 節各号の条件に従い、本契約期間中、使用料規程第 1 節第 2 項(4)および(5)の範囲で、甲の管理著作物を複写利用することを許諾する。</u>
対象 4	甲は、乙に対し、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程(以下、「使用料規程」という。)」の <u>条件に従い、本契約期間中、使用料規程第 3 節第 1 項の範囲で、甲の管理著作物を複写利用することを許諾する。なお、学術著作権協会と新聞著作権協議会の管理委託著作物は除外する。</u>	甲は、乙に対し、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程(以下、「使用料規程」という。)」 <u>第 3 節各号の条件に従い、本契約期間中、使用料規程第 1 節第 2 項(4)および(5)の範囲で、甲の管理著作物を複写利用することを許諾する。なお、学術著作権協会と新聞著作権協議会の管理委託著作物は除外する。</u>
対象 5	甲は、乙に対し、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程(以下、「使用料規程」という。)」の <u>条件に従い、本契約期間中、使用料規程第 4 節第 1 項の範囲で、甲の管理著作物をファクシミリ送信利用することを許諾する。なお、新聞著作権協議会の管理委託著作物は除外する。</u>	甲は、乙に対し、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程(以下、「使用料規程」という。)」 <u>第 4 節各号の条件に従い、本契約期間中、使用料規程第 1 節第 2 項(4)および(5)の範囲で、甲の管理著作物をファクシミリ送信利用することを許諾する。なお、新聞著作権協議会の管理委託著作物は除外する。</u>

以上